

# 有田川町奨学金 返還支援助成金事業

## 目的

若者 × 経済的負担の軽減 → 定住促進

### 対象となる奨学金



- (1) 日本学生支援機構  
第一種・第二種奨学金
- (2) 和歌山県修学奨励金
- (3) その他町長が認める貸与型奨学金

### 対象者

- ✓ 大学等に進学し、奨学金の貸与を受けた
- ✓ 申請年度末時点で30歳未満
- ✓ 有田川町に定住している
- ✓ 町税等を滞納していない
- ✓ 令和8年4月1日以降に奨学金を返還
- ✓ 他制度による助成を受けていない
- ✓ 暴力団関係者ではない

### 制度の流れ

4月～1月



① 認定申請

～3月末



② 交付申請  
・ 交付決定

年間最大  
12万円まで  
助成



③ 交付請求  
・ 助成金支給

## 効果

- ・ 若者の定住促進
- ・ 地域経済の活性化
- ・ 地元企業への就業促進
- ・ 返還負担の軽減